

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		マンション敷地分割組合設立の認可
根拠条例・規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条 項		第168条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	・審査基準は、法第171条の定めによる。
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	60日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		